

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

令和2年4月27日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900187号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000001号

## 第1 結論

- 1 請求者のA事業所における平成15年11月1日から平成25年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成15年11月から平成16年12月までの標準報酬月額については、22万円から36万円、平成17年1月から平成23年8月までの標準報酬月額については、22万円から38万円、平成23年9月から平成25年8月までの標準報酬月額については、22万円から36万円とする。

平成15年11月から平成25年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年11月から平成25年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA事業所における平成23年9月1日から平成25年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、上記第1の1の訂正後の36万円から38万円に訂正することが必要である。

平成23年9月から平成25年8月までの訂正後の標準報酬月額(訂正前の標準報酬月額及び上記第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年11月1日から平成25年9月1日まで

A事業所で勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額が実際の給与額と相違している。

請求期間のうち、一部の期間について給与明細書を保管しているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求者から提出された出勤表・賃金計算表、出勤表・給与支払明細書、年末調整明細書、給与所得の源泉徴収票(以下「給与明細書等」という。)及び事業主の回答から判断すると、請求者は、請求期間において、オンライン記録の標準報酬月額を上回る報酬月額の支払を受け、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高額な厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認又は推認できる。

また、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間における標準報酬月額については、給与明細書等により確認又は推認できる請求者の報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額から、平成15年11月から平成16年12月までは36万円、平成17年1月から平成23年8月までは38万円、平成23年9月から平成25年8月までは36万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は平成15年11月1日から平成25年9月1日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を社会保険事務所（平成22年1月以降は年金事務所）に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成15年11月から平成25年8月までの期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、平成23年9月1日から平成25年9月1日までの期間について、給与明細書等により確認できる報酬月額に基づく標準報酬月額は、上記第3の1の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額を上回る額であることが認められる。

したがって、請求者の当該期間における標準報酬月額については、給与明細書等により確認できる報酬月額から、38万円とすることが妥当である。

なお、上記訂正後の標準報酬月額（上記第3の1の厚生年金特例法により訂正される標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1900210号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第2000002号

## 第1 結論

請求者のA事業所B店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和39年10月5日から同年11月1日に訂正し、昭和39年10月の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

昭和39年10月5日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和39年10月5日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和39年10月5日から同年11月1日まで

昭和38年3月から昭和40年8月までA事業所(現在は、C事業所)に勤務したが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。

請求期間は、昭和39年10月1日にA事業所のD店が新設されたことによる異動があった時期であるが、A事業所に継続して勤務していたので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者と同時期に異動したとする複数の同僚の陳述から判断すると、請求者は、A事業所に継続して勤務し(B店からD店に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、請求者及び回答が得られた全ての同僚は、A事業所D店が昭和39年10月1日に開設されたと述べているものの、このうち複数の同僚は、A事業所D店が新規に厚生年金保険の適用事業所となった昭和39年11月1日までは、異動前のA事業所B店において継続して厚生年金保険に加入させておくべき取扱いであった旨の陳述をしていることから、昭和39年11月1日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA事業所B店における昭和39年9月の厚生年金保険の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和39年10月5日から同年11月1日までの期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。